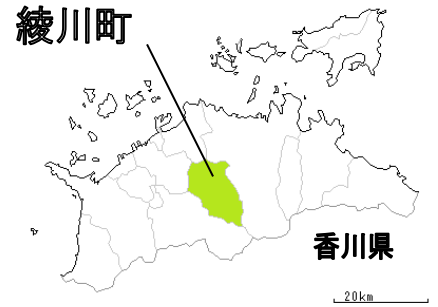


# 綾川町地域おこし協力隊 募集要項

綾川町（あやがわちょう）は、香川県のほぼ中央に位置します。県都・高松、県内各地をはじめ、高松空港への交通アクセスもよく利便性が高い一方で、四季折々の景観を楽しむことができる里山や田園、讃岐百景の一つにも選ばれる柏原渓谷など、緑と水の豊かな自然が広がります。



【里山と田園風景】



【柏原渓谷】

まちの観光名所には、令和3年度にグランドオープンした「道の駅滝宮」をはじめ、柏原渓谷の山間に広がる町営のキャンプ村「タツタの森」、360度のパノラマ展望台から讃岐平野や海、高松空港の滑走路が一望できる「高山航空公園」等さまざまなスポットがあります。

また、「讃岐うどん発祥の地」とも知られ、観光客でにぎわう名店が揃い、米やそば、いちご、柿、ぶどう等の農作物の生産が盛んです。



【高山航空園の夜の景色】

魅力あふれる自然や観光資源、特産品がある綾川町ですが、まだまだ戦略的な情報発信や資源の有効活用ができていないのが現状です。

そこで、意欲のある地域外からの人材を積極的に受け入れ、新たな視点・発想により、地域住民・職員と一緒に「綾川町の観光」を盛り上げてくれる地域おこし協力隊を募集します。

皆さんの知識や経験を活かしながら、私たちと一緒に観光振興の活動をやってみたいという意欲のある方のご応募をお待ちしています。

## 【綾川町 DATA】（令和3年11月1日現在・住民基本台帳）

人 口：23,585 人  
世 帯 数：10,035 世帯  
面 積：109.75 km<sup>2</sup>  
町 花：水仙  
町 木：梅



## 1 募集人員

地域おこし協力隊 1名

## 2 活動地域

綾川町全域

## 3 活動概要

### 観光振興業務

- ・本町の観光資源の開発、掘り起こし、イベントの企画運営
- ・地域資源を活かした特産品づくり及び新規販路の開拓
- ・各種イベントのサポート
- ・ホームページやSNS等を使用した情報発信 等

## 4 募集対象【次の要件をすべて満たす方】

(1) 次の①・②のいずれかに該当する方

① 応募時点で3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の対象地域は除く）に住民票を有する方で、委嘱（採用）後、綾川町に住民票を移動し、生活の拠点を移すことができる方

② 「地域おこし協力隊員」であった方（同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内）で、委嘱後綾川町内に住民票を移動し、生活の拠点を移すことができる方

※要件に該当するか不明な場合は、個別にお問い合わせください。

(2) パソコン（ワード、エクセル、パワーポイントなど）の基本操作ができ、インターネットやSNSの活用ができる方

(3) 普通自動車運転免許を有している方

(4) 地域おこしに意欲があり、地域住民などと協力・協働ができる方

(5) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる方

(6) 任期終了後も綾川町に定住し、就業・起業する意欲のある方

## 5 勤務時間

1日7時間45分、週4日、計週31時間の勤務を基本とします。

※活動時間帯は、活動内容によって変動します。

また休日出勤及び時間外は、原則として振替対応となります。

## 6 雇用形態・期間

(1) 会計年度任用職員として採用します。

(2) 委嘱期間は、令和4年4月1日～令和5年3月31日まで

※ただし、活動に取り組む姿勢、成果等を勘案し、年度単位で更新し、最長3年まで更新することができます。

(3) 地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

## 7 報酬

月額13万9,520円（昇給あり）

※その他、町の規定により期末手当、通期手当を支給

## 8 待遇・福利厚生

(1) 社会保険（厚生年金、健康保険、雇用保険）に加入します。

(2) 原則として、町が用意する住宅に居住してもらいます。その際、協力隊員としての活動期間中の家賃については、町が負担します。（光熱水費等の生活に必要な費用は、隊員の負担です。）

- (3) 活動に使用するパソコン、事務機器、公用車等は町が用意します。  
※ただし公用車の台数に限りがありますので、活動には自家用車を使用していただく場合があります。その場合、活動に使用した距離に応じて燃料代を支給します。  
※綾川町で生活するに当たり、自家用車は必要不可欠です。自家用車の持ち込みをお勧めします。
- (4) 年次有給休暇、その他特別休暇を付与します。
- (5) 活動に必要な経費（消耗品費、研修会参加費等）について、「綾川町地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲以内で活動補助金を支援します。

## 9 応募手続

- (1) 令和3年11月11日（木）から令和3年12月24日（金）まで（必着）
- (2) 次の①～④の書類に必要事項を記入し、綾川町総務課いいまち推進室に郵送又は持参してください。
- ① 綾川町地域おこし協力隊申込書
- ② 応募レポート  
テーマ「綾川町の地域おこし協力隊として、観光振興業務で取り組みたいこと」について1,200文字程度で作成してください。様式は自由です。
- ③ 住民票（申込日の1か月前以内に取得したもの）
- ④ 運転免許証の写し
- ※選考結果に関わらず、応募書類は返却しませんのでご了承ください。

## 10 選考の流れ

- (1) 第1次選考  
書類選考の上、応募者全員に結果を文書で通知します。
- (2) 第2次選考  
第1次選考合格者を対象に、面接審査を行います。日時や面接方法等の詳細は、第1次選考結果送付の際にお知らせします。  
※選考日は令和4年1月中旬～下旬頃を予定しています。  
※新型コロナウイルス感染防止対策のため、オンライン面接となる可能性があります。

### 【お問い合わせ・応募先】

〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地  
綾川町役場 総務課いいまち推進室  
TEL : 087-876-5577  
FAX : 087-876-1948  
E-mail : iimachi@town.ayagawa.lg.jp

※不明な点につきましては、お気軽にお問い合わせください。